

『C-Book 労働法』  
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年11月8日現在

ページ	場所	誤	正	更新日
18	下から2行目	地方公務員法の争議 行為禁止が	地方公務員法の争議 行為禁止 <b>規定</b> が	2011.9.24
45	上から10行目～12行 目	さらに、 <b>使用者による 業務命令(総合精密検 診受診命令)の根拠と 限界が問題となった</b> <b>電電公社帯広ヒロ局 事件</b> (最判昭61.3.13 ／百選〔27〕)では、 使用者による業務命 令の根拠と限界が問 題となった。	さらに、 <b>電電公社帯広 局 事 件</b> (最判昭 61.3.13／百選〔27〕) では、使用者による業 務命令( <b>総合精密検診 受診命令</b> )の根拠と限 界が問題となった。	2011.9.24
157	*・5行目	計画年休に関する労 使協定(39条 <b>5</b> 項)	計画年休に関する労 使協定(39条 <b>6</b> 項)	2011.9.24
171	10行目	(39条 <b>7</b> 項)	(39条 <b>8</b> 項)	2011.9.24
175	4行目	(39条 <b>5</b> 項)	(39条 <b>6</b> 項)	2011.9.24
192	Hi-level・一番下の 行ギョウ	<b>求</b> められると解され ています。	<b>認</b> められると解され ています。	2011.9.24
197	上から3行目	使用者には <b>公正人事 考課査定義務</b>	使用者に公正人事考 課査定義務	2011.9.24
199	判例ナビ・下から9行 目	使用者の人事権の <b>考 量</b> の	使用者の人事権の <b>裁 量</b> の	2011.9.24
237	下から4行目と7行 目	39条 <b>7</b> 項	39条 <b>8</b> 項	2011.9.24
238	下から8行目	(現在は39条 <b>7</b> 項)	(現在は39条 <b>8</b> 項)	2011.9.24
239	判例①・下から5行目	同法67条に違反する もの	同法67条( <b>現68条</b> ) に違反するもの	2011.9.24

320	判例・タイトル	JR 採用差別事件（最判平 15. 2. 22／平成 15 年度重判〔4 ①〕）	JR 採用差別事件（最判平 15. 12. 22／平成 15 年度重判〔4 ①〕）	2011. 9. 24
352	下から 2 行目	創造的解釈して	創造的に解釈して	2011. 9. 24
353	下から 4 行目	使用者に申し出	使用者の申出	2011. 9. 24
356	上から 4 行目	労使協定（39 条 6 項）	労使協定（39 条 7 項 ただし書）	2011. 9. 24
356	上から 9 行目	（39 条 5 項）と次々と	（39 条 6 項）と次々と	2011. 9. 24
393	下から 17 行目	であり得る、両者を区別	であり得るといえ、両者を区別	2011. 9. 24
504	上から 6 行目	状況にあった」に認定し、「本件解雇	状況にあった」と認定し、「本件解雇	2011. 9. 24
506	判例・上から 7 行目	拘束力はできない	効力を付与することはできない	2011. 9. 24
509	下から 8 行目	労働基準法 93 条が	労働契約法 12 条が	2011. 9. 24
536	下から 9 行目	職制上地位	職制上の地位	2011. 9. 24